

総社市農業委員会の委員候補者選考委員会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第23号

総社市農業委員会の委員候補者選考委員会設置条例の一部を改正する条例

総社市農業委員会の委員候補者選考委員会設置条例（平成28年総社市条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織) 第3条 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）は、7人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。 (1) <u>晴れの国岡山農業協同組合</u>が推薦する者 (2)～(7) 略 2 略</p>	<p>(組織) 第3条 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）は、7人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。 (1) <u>岡山西農業協同組合</u>が推薦する者 (2)～(7) 略 2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。